

## 会議録

行田市教育委員会 令和7年 第12回 11月定例会

招集年月日	令和7年11月13日(木)		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会 11月13日(木) 午後 2時00分 閉会 11月13日(木) 午後 2時27分		教育長 渡辺 充 教育長 渡辺 充		
教育長	渡辺 充	教育長職務代理者	鹿山高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘要			
1	渡辺 充				
2	鹿山高彦				
3	大竹洋平				
4	大木華子	欠席			
5	田口路子				

議事參與者		書記	
副教育長	諸貫忠秋	書記長	岡部将弘
学校教育部長	細谷博之	書記次長	上野恵美子
参事	中島淳	書記	阪本康秀
生涯学習部長兼参事	長島浩司		
学校教育部次長兼教育指導課長	嶋村理彦		
生涯学習部次長兼図書館長 兼視聴覚ライブラリー館長	松田正		
生涯学習部次長兼郷土博物館長	鈴木紀三雄		
教育総務課長	岡部将弘		
学校給食センター所長	飯田勝雄		
教育支援センター所長	篠田豊和		
生涯学習課長	近藤隆洋		
スポーツ振興課長	伊藤賀章		
文化財保護課長	酒井春彦		
学校教育部副参事	大野三佳		
生涯学習部副参事	岡田安弘		
中央公民館副館長	風間正博		

会議事件名		顛 末
会 議 の 進 行 状 況	議案第 51 号 行田市子ども読書活動 推進計画（第4次）策定 委員会設置要綱について	<p>教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願いする。</p> <p>教育総務課長 本日、傍聴人は0名である。</p> <p>教育長 本日は大木委員が欠席しているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数である過半数に達しているため、会議は成立していることを報告する。 本日の会議日程は議案3件である。議案第49号及び議案50号は、議会案件であることから会議は非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、10月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 10月定例会会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>生涯学習部次長兼図書館長兼視聴覚ライブラリー館長 本案は、行田市子ども読書活動推進計画（第4次）の策定に当たり、策定委員会を設置したいので、新たに要綱を制定しようとするものである。</p>

	<p>本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、平成19年3月に「行田市子ども読書活動推進計画」を策定した。その後、国・埼玉県の動向及び社会状況の変化に応じ、概ね5年を目安に計画を改定しながら、令和2年3月に「行田市子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定し、子供の読書活動を推進してきた。また、昨年7月には、県の「埼玉県子供読書活動推進計画」が改定され、子供たちの読書習慣の形成や読書への関心を高める取組を充実することが述べられている。</p> <p>このような状況を踏まえ、これまでの成果を検証するとともに、行田市子ども読書活動推進計画（第4次）の策定にあたり、策定委員会を設置しようとするものである。</p> <p>各条文について説明する。</p> <p>第1条は委員会の設置について、第2条は委員会の所掌事項について、第3条は委員会の組織について、第4条は委員の任期について、第5条は委員長及び副委員長の設置及びその職務について、第6条は委員会の会議について、第7条は委員の守秘義務について、第8条は委員会の庶務は図書館において処理すること、第9条はその他として、委員会の運営に関する委任について規定するものである。</p> <p>最後に附則であるが、第1項は、この告示の施行期日について規定するもので令和7年12月1日からとする。</p> <p>第2項は、最初に行われる委員会の招集については、教育長が招集するとするものである。</p> <p>第3項は、この告示の失効について規定するもので、行田市子ども読書活動推進計画第4次の策定が完了する日までとするものである。</p> <p><b>教育長</b> 何か意見等はあるか。</p> <p><b>鹿山委員</b> 第3条の委員会の組織に公募の市民とあるが、第7条に委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないとあるので、それを遵守できる人物が求められるのではないかと思うが、選定の条件はあるのか。また、応募者がいなかった場合又は条件に合わなかつた場合はどうなるのか。</p> <p><b>生涯学習部次長兼図書館長兼視聴覚ライブラリー館長</b> 公募の市民の応募要件だが、本日承認をいただけましたら、市報1</p>
--	---

		<p>2月号で公募する予定である。要件としては、論文を提出していただく形で募集をかけたいと考えている。</p> <p>応募者がいなかった場合又は条件に合わなかった場合であるが、多くの方に応募していただけないように市報だけではなくライン等も含めて周知を図っていきたいと考えている。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p>
議案第49号 令和7年度一般会計教育費補正予算について		<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>本案は12月定例市議会に上程する補正予算案の作成にあたり、教育委員会の意見を伺うものである。</p> <p>はじめに、歳出については、10款教育費3,568万3千円の追加である。</p> <p>内訳として、5項保健体育費2目体育施設費の施設管理運営費の12節調査測量設計委託料は、総合体育館柔道場及び剣道場において、熱中症予防、また指定避難所としての利便性、快適性の向上、さらには同施設利用団体から空調設備要望を受けたことから、空調設備の令和9年夏からの稼働に向けた設置工事の設計業務委託に要する経費を追加措置するものである。</p> <p>次に、3目給食センター費の学校給食センター管理運営費の10節賄材料費は、物価高騰に伴う給食の食材価格の上昇により不足が見込まれることから措置するものである。</p> <p>次に、歳入について申し上げる。</p> <p>19款繰越金は、補正財源として前年度繰越金を措置するものである。</p> <p>21款市債1項8目の総合体育館設備改修事業債は、総合体育館柔道場及び剣道場への空調設備設置に伴う設置工事の設計業務委託に要する経費の財源として、借入れを措置するものである。</p> <p>次に、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正である。</p> <p>繰越明許費についてであるが、総合体育館設備整備事業は、柔道場及び剣道場の空調設備の設計業務に約5か月の期間を要する見込みであり、事業が年度を跨ぐことから、繰越明許費を設定するものである。債務負担行為の補正については、1つ目の教育支援センター、地域公民館16館及び学校給食センターの令和8年度清掃業務委託は、今年度中に契約締結に係る事務手続を行い、令和8年度当初からの業</p>

	<p>務の円滑な遂行を図るため、債務負担行為を設定するもので、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は1,236万4千円である。</p> <p>次に、小学校水泳授業委託は、令和8年度から新たに実施する小学校6校の水泳授業の委託業務について、令和8年度当初からの円滑な業務の遂行を図るとともに継続的かつ安定的に事業を実施するため債務負担行為を設定するもので、期間は令和7年度から令和12年度まで、限度額は1億1,412万3千円である。</p> <p>次に、外国語指導助手付帯業務委託は、ALTの直接雇用に付帯する業務を委託するもので限度額は237万6千円、その次の外国語指導員派遣業務委託は、市内幼稚園に外国語指導員を派遣するもので、限度額は402万6千円であり、いずれも今年度中に契約締結に係る事務手続を行い、令和8年度当初からの業務の円滑な遂行を図るために、債務負担行為を設定するもので、期間は令和7年度から令和8年度までである。</p> <p>最後に地方債補正について説明申し上げる。</p> <p>総合体育館設備改修事業は、総合体育館柔道場及び剣道場への空調設備設置の設計業務委託のため、起債の限度額5億4,540万円を290万円増額し、5億4,830万円とするものである。</p> <p><b>教育長</b></p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p>
議案第50号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p><b>スポーツ振興課長</b></p> <p>本案は、12月定例市議会に上程する条例案の作成に当たり、教育委員会の意見を伺うものである。</p> <p>総合体育館のメインアリーナ及びサブアリーナについて、今年度に空調設備整備工事が完了することから、その空調設備使用料について規定するとともに所要の改正を行うものである。</p> <p>第11条は、すでに納付した使用料を還付する要件に、「その他教育委員会が必要と認めるとき」を追加する。</p> <p>次に、第16条第2項は、読替規定の引用条項を改めるものである。</p> <p>次に、第26条は、受領した利用料金を返還する要件に「その他指</p>

	<p>定管理者が必要と認めるとき」を追加するものである。</p> <p>総合体育館附属設備の使用料を規定する別表第3のうち、総合体育館駐車場に設置されている電気自動車用急速充電スタンドについて、現在、使用不能であることから、同規定を削除するものである。また、新たに空調設備の使用料について、メインアリーナ全面やメインアリーナ3分の1面、サブアリーナ2分の1面など、利用面積に応じた使用料の規定を追加するものである。</p> <p>別表第3の備考について、駐車場急速充電スタンドに関する規定を削除し、新たに空調設備の利用について、6月1日から9月30日までを夏季期間と定め、当該期間の施設利用に当たっては、空調設備の使用料を納付しなければならない旨を規定する。また、夏季期間以外の施設利用時に、利用者が空調設備の利用の有無を選択することとし、メインアリーナ、卓球室、又はサブアリーナを全面で利用する場合に限り、空調設備を利用することができるなどについて規定するものである。</p> <p>附則であるが、施行期日を令和8年6月1日とするものである。</p> <p><b>教育長</b> 何か意見等はあるか。</p> <p><b>鹿山委員</b> 6月1日から9月30日までの期間は、空調設備使用料を納付しなければならないとあるが、天候不良や空調設備不具合で利用しなかった場合はどうなるのか。</p> <p><b>スポーツ振興課長</b> 今後、運用基準を作成し、基準に基づいて空調設備を利用しなかつた場合は利用者からの使用料は還付する予定である。</p> <p><b>鹿山委員</b> 一旦納付してからの還付なのか。</p> <p><b>スポーツ振興課長</b> 利用料金は先払い制のため、状況を確認して還付となる。</p> <p><b>鹿山委員</b> 利用者が還付手続きをとらないと返還されないということか。</p>
--	--

スポーツ振興課長

空調設備を利用しなかった場合は、指定管理者から還付になる旨を必ず利用者に伝えるようにして全て還付になるように努めていく。

【全委員承認】

教育長

以上で本日の定例会を閉会とする。

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

1 次回定例会開催予定日 令和7年12月25日（木）午後2時00分  
行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員